

# 荒川区情報セキュリティ

## 監査報告書

(概要版)

令和2年3月

## 1 監査目的

情報セキュリティ外部監査は、組織の重要な情報資産に対する情報セキュリティ対策が適切に整備・運用されているかどうかを第三者の専門的な立場から検証・評価を行い、助言等を与えることである。監査結果をもとに情報セキュリティ対策の更なる改善と徹底を図ることを目的とする。

## 2 監査範囲

監査対象課	監査対象システム
子育て支援課	児童手当等業務委託
	私立幼稚園システム
保育課	保健福祉システム
	臨時職員給与システム
	栄養管理システム
	認証等保護者補助金管理システム

## 3 監査方法

- (1) 関係規程及び監査証拠のレビュー
- (2) 監査対象課の執務室等の視察
- (3) 監査対象課の職員へのインタビュー

## 4 監査実施日程

実施日	区分	内容
令和元年12月 2日	実地監査 資料事前送付	監査資料の内容等の確認
令和元年12月10日	実地監査	監査証拠確認、執務室視察、職員へのインタビュー
令和 2年 1月28日	監査報告会	監査結果を踏まえた監査対象課への指導助言

## 5 監査人

都市情報システム研究所      茶谷 達雄  
西城技術士事務所            西城 秀雄

## 6 監査項目

区 分		項 目
監査項目	組織的・人的管理	(1) 職員の遵守事項 (2) 事故・欠陥等の報告 (3) 緊急時対応計画 (4) 外部委託 (5) 自己点検
	技術的管理	(6) 通信ケーブルの配線 (7) 通信回線 (8) パスワードの取扱い (9) アクセス記録の管理取得等 (10) アクセス制御・利用者IDの取扱い (11) 不正プログラム対策 (12) ソフトウェアの更新
	物理的管理	(13) 情報資産の管理 (14) 機器の廃棄 (15) 機器の定期保守及び修理 (16) パソコン等の管理 (17) サーバー等の機器の管理 (18) 外部記憶媒体の利用

## 7 適用基準等

### (1) 適用基準

- ア 荒川区電子情報システム管理運営規程
- イ 荒川区電子情報システムに係る情報セキュリティ対策基準
- ウ 荒川区庁内ネットワーク利用に係るセキュリティ実施手順
- エ 荒川区電子情報システムに係わる緊急時対応マニュアル

### (2) 参考基準

- ア 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（総務省）
- イ 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）
- ウ クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン（経済産業省）
- エ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編（個人情報保護委員会））

## 8 監査結果

### (1) 総評

情報セキュリティ外部監査・実地監査を行うにあたって、対象として特定の所管課及びその関連部署に関わる情報システムを選定し、実施した。

その結果、全体としてシステム開発から運用管理にいたるシステムのライフサイクルの監査について、適切に整備・運用されていることが確認された。

しかし、一部に改善や再点検を求められるところがある。今後も、業務運用時に潜むリスクについて十分理解し、サイバーセキュリティセキュリティ対策を含め、的確に対応されることを期待する。

### (2) プリンターによる印刷物作成の管理について

プリンターの本質的機能は事務機器として最も馴染みのあるものである。それだけに事務室における活動と一体化している。これらの管理が従来型の職員の意思のみで実施されたとした場合、情報漏えいの危険度は測り知れないものがある。そのため、プリンターの使用には、十分な管理が必要である。

### (3) 電子データの廃棄手順について

データの消去には、ハードディスクの物理的や磁気的な方法による破壊、また、ソフトウェアによる消去の諸方策が検討されている。それらの動向を踏まえ、廃棄対象の電子データの消去には、その方法を検討するとともに、セキュリティ対策実施手順にも文章化して、客観的・統一的に方法が把握できるようにすることが必要である。

### (4) 情報システム及びデータのバックアップの再点検について

システムダウンや基本データの消失に対する対応について、「緊急時一次対応手順」への記載が不明確だったため、情報システムやデータのバックアップをとり、事故発生時には、可及的速やかに復元できるよう仕組みを設けることが必要である。

### (5) 文書の増加に係るファイリングシステムについて

ファイリングキャビネットが一部満杯の状態となっており、追加挿入には押し込まないと容易にできない箇所も見受けられる。このことは情報管理の適正な運営の障害になることが想定される。

このためファイリングキャビネットの適正化により、情報資源管理の適切な運用管理を期待したい。さらに、今日の情報化の動向をふまえ、文書資料の電子化による減量化の検討も適切と思われる。

### (6) 通信ケーブルの保護対策について

事務室における情報処理機器の配置は、統一的になされていて、管理区域の配置も、立ち入り制限もなされていたが、通信ケーブルが一部露出した箇所が見受けられたため、早急に保護対策をとる必要がある。